

林業種苗生産事業者登録までの流れ

■林業種苗生産事業者登録が必要な方

- すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ、りゅうきゅうまつについて生産し、継続的に配布（出荷）をする場合には、林業種苗生産事業者講習の受講及び登録が必要です。
- 生産した苗木を自己所有地でのみ使用する場合や、造園事業等の林業目的以外に生産する場合は、登録の必要はありません。
- 自己所有地以外へ苗木を継続的に出荷する場合は、その活動が有償無償を問わず事業者登録が必要です。

① 林業種苗生産事業者講習会の受講【年1回開催】

■林業種苗法第11条(講習会の開催及び修了証明書の交付)

都道府県知事は、政令で定めるところにより、毎年1回を常例として、前条第3項第3号イの講習会を開催しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第3項第3号イの講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

講習会開催公示後、申し込み期間内に14,000円分の収入証紙を貼付した林業種苗生産事業者講習会受講申込書により住所地を所管する地方振興事務所まで申し込んでください。



② 生産事業者登録【講習受講後いつでも可】

■林業種苗法第10条(生産事業者の登録)

事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

6,400円分の収入証紙を貼付した林業種苗生産事業者登録申請書及び添付書類を、住所地を所管する地方振興事務所に申請してください。

※必要手続き方法や書類関係については、講習会時に御連絡します。